

最終改正:

改正内容:令和5年9月29日条例第16号 [令和5年9月29日]

○綾町避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例

令和5年9月29日条例第16号

綾町避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づき、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに避難支援等関係者への名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。
- （2）避難支援等 法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。
- （3）避難支援等関係者 個別避難計画の作成・実施に関係する町の関係部署、消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治公民館及びその他避難支援の実施に携わる関係者をいう。
- （4）避難行動要支援者名簿 法第49条の10第1項の規定により作成した避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- （5）名簿情報 避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。
- （6）個別避難計画 法第49条の14第1項の規定により作成した避難支援等を実施するため作成した計画をいう。
- （7）個別避難計画情報 個別避難計画に記載し、又は記録された情報をいう。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第3条 町長は、避難支援等が円滑に実施されるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

2 町長は、名簿情報について、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

（名簿情報の利用及び提供）

第4条 町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿等情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて当該名簿情報に係る避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、避難行動要支援者が規則で定める方法により名簿情報の提供を拒否したときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。

4 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

（名簿情報の適正管理）

第5条 町長は、前条第2項又は第4項の規定により名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。この場合において、当該名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者（以下「名簿情報の提供を受けた者」という。）は、当該措置を適切かつ確実に講じなければならない。

2 町長は、前項の措置が適切かつ確実に講じられているかどうかを確認するために必要があると認めるときは、名簿情報の提供を受けた者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

（名簿情報の目的外利用及び第三者提供の制限）

第6条 第4条第2項又は第4項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外の者に提供してはならない。

（個別避難計画の作成）

第7条 町長は、避難支援等が円滑に実施されるよう必要な体制を整備するため、名簿情報に係る避難行動要支援者の同意を得て、当該避難行動要支援者に係る個別避難計画を作成するものとする。

2 町長は、個別避難計画の内容について、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

（個別避難計画情報の提供）

第8条 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得ることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者又は避難支援等実施者が、規則で定める方法により個別避難計画情報の提供を拒否したときは、当該個別避難計画情報を提供することができない。

3 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

（準用）

第9条 第5条及び第6条の規定は、個別避難計画情報の管理等について準用する。この場合において、これらの規定中「名簿情報」とあるのは「個別避難計画情報」と、第5条第1項中「前条第2項又は第4項」とあるのは「第8条第1項又は第3項」と、第6条中「第4条第2項又は第4項」とあるのは「第8条第1項又は第3項」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---